

畜産草地研究所動物実験指針

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-03-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://repository.naro.go.jp/records/2048

畜産草地研究所動物実験指針

畜産草地研究所における動物実験は、畜産業の発展及び畜産の研究活動を支える重要な手段である。こうした動物実験を実施するに当たっては、畜産草地研究の一般原則に従い、実験の諸条件に留意する必要がある。一方、動物福祉の観点から動物の生命を尊重し、動物にできる限り苦痛を与えない措置が必要である。そこで畜産草地研究所（以下、研究所という。）では、研究所において行われる動物実験が、既に施行されている「動物の愛護及び管理に関する法律」、「実験動物の飼養及び保管に関する基準（総理府告示）」、「産業動物の飼養及び保管に関する基準（総理府告示）」、「動物の処分方法に関する指針（総理府告示）」の基本的条件を満たすものでなければならないとの認識に立ち、ここに研究所における動物実験指針（以下、「指針」という。）を以下のように定める。

（目的）

第1条 この指針は、研究所における動物実験に関して遵守すべき事項を定め、科学上及び動物福祉上適正な実験の実施を図ることを目的とする。

（動物実験委員会）

第2条 この指針の実施に関する事項を審議し、その適切な運用を図るため、畜産草地研究所動物実験委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2. 委員会に関して必要な事項は別に定める。

（適用範囲）

第3条 この指針は、研究所において行われる、脊椎動物（以下動物）を用いた「実験動物の飼養及び保管に関する基準（総理府告示）」が適用される実験と、「産業動物の飼養及び保管に関する基準（総理府告示）」が適用される実験を含む全ての実験（以下動物実験）に適用する。

（実験計画）

第4条 実験者は、実験の範囲を研究目的に必要な最小限度にとどめるため、適正な供試動物の選択及び実験方法の検討を行い、適確な飼養環境等の

条件を確保しなければならない。

2. 実験者は、供試動物の選択に当たって実験目的に適した動物の品種及び系統の選定、実験の精度及び再現性を左右する動物数、遺伝学的・微生物学的品質並びに飼養条件に十分考慮しなければならない。
3. 実験者は、作成した実験計画を委員会の定める様式に従って届け出、委員会の承認を得なければならない。
4. 実験者は、必要に応じ、委員会の助言又は指導を仰ぐなど、有効・適切な実験を行うよう努めなければならない。

（実験動物の健康及び福祉の保持）

第5条 実験者及び動物飼育員は、協力して施設並びに放牧地の適切な維持管理及び適切な飼養管理を通して動物の健康及び福祉の保持に努めなければならない。

2. 実験者及び動物飼育員は、協力して動物導入時から実験終了時に至る全ての期間にわたって動物の健康状態を詳細に観察し、健康及び福祉の保持のため適切な処置を施さなければならない。
3. 実験者は、実験方法及び実験成績の記録はもとより、飼養環境の条件等についても記録し、保管しなければならない。

（実験操作）

第6条 実験者は、動物実験において科学上適切な実験操作を施さなければならないが、一方、動物福祉の観点から、動物に不必要な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。また、実験操作時間の短縮に考慮しなければならない。

このため実験者は、動物福祉上の問題について疑義が生じたときは、委員会に判断を求めなければならない。

（手術等）

第7条 実験者は、実験上の必要性から手術等を行う場合は、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、

適切な麻酔剤あるいは鎮静剤等を投与あるいは適切な保定によって、動物にできる限り苦痛を与えないように努めなければならない。

2. 実験者は、処置時に適切な消毒又は滅菌を行い、感染予防の処置を講じなければならない。実験中に生じた予期せぬ事故や障害に対しては、速やかに処置を施し、委員会に報告しなければならない。

(実験終了時の処理)

第8条 実験者は、実験を終了後、処置の影響がなくなるまで動物の保護・保定などに配慮しなければならない。実験を終了した動物を殺処分するときは、致死量以上の麻酔薬の投与又は他の適切な方法によって、倫理的観点からできる限り苦痛を与えないように努めなければならない。

2. 実験者は、動物の死体・糞尿又は悪臭等によって、人の健康及び生活環境が損なわれないように努めなければならない。
3. 実験者は、実験終了後に委員会の定める様式による報告書を提出しなければならない。また、次年度にまたがる実験においては年度末にも提出するものとする。

(研究成果の公表)

第9条 研究成果の論文発表に当たっては、必要に応じて本指針に従って実験を遂行したことを付記する。

附 則

(指針の変更等)

- 1 この指針の変更等については、委員会の議を経て部長会議の承認を得るものとする。
- 2 この指針は、平成14年9月25日から施行する。

参 考

動物の愛護及び管理に関する法律（平成11年法律第221号）

実験動物の飼養及び保管に関する基準（昭和55年総理府告示第6号）

産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和62年総理府告示第22号）

動物の処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）

実験動物の飼養及び保管に関する基準の解説（編集 実験動物飼育保管研究会，監修 内閣総理大臣官房管理室，発行 ぎょうせい，1980）

産業動物の飼養及び保管に関する基準の解説（編集 産業動物飼育保管研究会，監修 内閣総理大臣官房管理室，発行 ぎょうせい，1987）

Guide for the care and use of agricultural animals in agricultural research and teaching (1988, Consortium for Developing a guide for the Care and Use of Agricultural Animal in Agricultural Research and Teaching, USA)

Guide for the care and use of laboratory animals (1996, Institute of laboratory animal resources, National Academy Press, Washington, D.C.)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）

組換えDNA実験指針（昭和55年内閣総理大臣決定）

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

屠畜場法（昭和28年法律第114号）

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）

使用文例

必要に応じて、論文中に例えば“All animals received humane care as outlined in the Guide for the Care and Use of Experimental Animals (Animal Care Committee, National Institute of Livestock and Grassland Science)”又は“この報告における動物実験は、独立行政法人農業技術研究機構畜産草地研究所動物実験指針に基づいてなされた。”と記載する。

実験動物の飼養及び保管等に関する基準

(昭和55年3月27日 総理府告示第6号)

第1 一般原則

管理者等は、実験動物の生理、生態、習性等を理解し、並びに愛情をもって飼養し、及び科学上の利用に供するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、実験動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実験動物 実験等の利用に供するため、施設で飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物（施設に導入するため輸送中のものを含む。）をいう。
- (2) 実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (3) 施設 実験動物の飼養若しくは保管又は実験等を行う施設をいう。
- (4) 管理者等 管理者、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者をいう。
- (5) 管理者 実験動物及び施設を管理する者をいう。
- (6) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (7) 実験実施者 実験等を行う者をいう。
- (8) 飼養者 実験動物管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

第3 導入に当たっての配慮

- 1 管理者及び実験動物管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力並びに実験実施者が策定した実験等の計画等を勘案の上定められた当該施設の事業計画に基づき、実験動物を導入するように努めること。
- 2 実験動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全並びに実験動物による事故の防止に努めること。
 - (1) 実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選ぶこと。
 - (2) 輸送中の実験動物には、必要に応じて適切な飼料及び水の給与を行うこと。
 - (3) 実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に

区分して輸送する方法を採るとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の脱出を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。

- (4) 実験動物の微生物、汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 実験動物管理者は、施設への実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫を行い、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにすること。

第4 実験動物の健康及び安全の保持

- 1 管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるようにすること。
- 2 管理者は、実験動物の飼養及び保管については、その生理、生態、習性等に応じて適切な設備を設けるようにすること。
- 3 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。
 - (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切に飼料及び水の給与を行うこと。
 - (2) 実験動物が実験等の目的に係る疫病以外の疫病に罹患することを予防する等必要な健康管理を行うこと。

第5 実験等の実施上の配慮及び終了後の処置

- 1 実験実施者は、実験等の目的を達成するために必要な範囲で実験動物を適切に利用するように努めること。
- 2 実験動物管理者又は実験実施者は、次の事項に留意し、実験等の実施及び実験等の終了後の処置に当たるように努めること。
 - (1) 実験等に当たっては、その実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で麻酔薬等を投与すること等によりできる限り実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、保温等適切な処置を採ること。
 - (2) 実験等を終了し、又は中断した実験動物を処分するときは、速やかに致死量以上の麻薬等の投与、又は頸

権脱臼等によって、実験動物にできる限り苦痛を与えないようにすること。

- (3) 実験動物の死体については、適切な処置を講じ、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。

第6 危害防止

- 1 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講ずること。
- 2 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次により、相互に実験動物による危害防止に必要な情報の提供を行うように努めること。
 - (1) 実験動物管理者は、実験実施者に対して実験動物の取扱い方法についての情報を提供するとともに、飼養者に対し、その飼養又は保管についての必要な指導を行うこと。
 - (2) 実験実施者は、実験動物管理者に対して実験等に利用している実験動物についての情報を提供するとともに、飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと。
 - (3) 飼養者は、実験動物管理者及び実験実施者に対して実験動物についての状況を報告すること。
- 3 管理者は、実験動物からの疫病のり患を予防するため、実験動物管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うこと。
- 4 管理者等は、実験動物が保管場所から脱出しないような必要な措置を講ずること。
- 5 管理者は、実験動物が脱出した場合の措置についてあらかじめ対策を講じ、事故の防止に努めること。
- 6 管理者は、地震、火災等の非常災害に対して採るべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは、速やかに実験動物を保護し、及び実験動物による事故の防止に努めること。

第7 生活環境の保全

管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行い、及び施設を常に清潔にして微生物等による環境の汚染、悪臭の発生等を防止し、並びに施設の整備等により騒音の防止を図ることによって、生活環境の保全に努めること。

第8 実験動物生産者の採るべき措置

実験等のためほ乳類及び鳥類に属する動物を生産する

者は、次の事項に留意し、動物の生理、生態、習性等を理解し、及び愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管すること。

- (1) 動物の生理、生態、習性等に応じた適切な施設を設け、適切に飼料及び水の給与を行い、動物が疾病にり患することを予防する等必要な措置を講ずること。
- (2) 生活環境の保全のため、動物の汚物等の適切な処理を行い、及び生産の場を常に清潔にすることにより、環境の汚損の防止に努めるとともに、生産に従事する者の動物からの疫病のり患を予防する等必要な健康管理を行うように努めること。

第9 補則

管理者等は、ほ乳類及び鳥類に属する動物以外の動物の実験等を利用する場合においてもこの基準の趣旨に沿って措置するように努めること。

第10 適用除外

- 1 この基準は、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用しない。
- 2 この基準は、生態の観察を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用しない。ただし、当該実験動物に係る飼養及び保管に関する基準については、展示動物等の飼養及び保管に関する基準（昭和51年総理府告示第7号）の第3（1を除く。）、第4（1の（3）、（4）及び4を除く。）、第6及び第7の2に定める事項を準用する。

産業動物の飼養及び保管に関する基準

(昭和62年10月9日 総理府告示第22号)

第1 一般原則

管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業動物 産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物をいう。
- (2) 施設 産業動物の飼養又は保管を行うための施設をいう。
- (3) 管理者 産業動物及び施設を管理する者をいう。
- (4) 飼養者 産業動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持

- 1 管理者及び飼養者は、産業動物の適正な飼養又は保管を行うため、産業動物の衛生管理及び安全の保持に関する知識と技術を習得するように努めること。
- 2 管理者は、産業動物の飼養又は保管に当たっては、必要に応じて衛生管理及び安全の保持に必要な設備を設けるように努めること。
- 3 管理者及び飼養者は、産業動物の疾病の予防及び寄生虫の防除のため、日常の衛生管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した産業動物に対しては、速やかに適切な措置を講じ、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めること。
- 4 管理者及び飼養者は、産業動物の使役等の利用に当たっては、産業動物の安全の保持及び産業動物に対する虐待の防止に努めること。

第4 導入・輸送に当たっての配慮

- 1 管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力を勘案し、産業動物を導入するように努めること。
- 2 管理者は、施設への産業動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な衛生検査を行うように努めるこ

と。

- 3 産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。

第5 危害防止

- 1 管理者は、産業動物からの疾病にかかることを予防するため、管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うように努めること。
- 2 管理者及び飼養者は、産業動物が施設から脱出しないように配慮すること。
- 3 管理者は、地震、火災等の非常災害が発生したときは、速やかに産業動物を保護し、及び産業動物による事故の防止に努めること。

第6 生活環境の保全

管理者及び飼養者は、産業動物の排せつ物の適切な処理、産業動物による騒音の防止等生活環境の保全に努めること。

第7 補則

管理者及び飼養者は、ほ乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を産業等に利用する場合においても、この基準の趣旨に沿って措置するように努めること。